

バーハング型日除けで、南東から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。)を設けること。」と、設計施工指針4(3)の表は次の表3とする。

表1

地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
熱貫流率の基準値 (単位 W/m ² ·K)	2.33	3.49	4.65		6.51	

表2

窓が面する方位	地域の区分					
	I	II	III	IV	V	VI
真南±112.5度の方位	0.60					

表3

地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
気密性等級 A-4 又は A-3	A-4					

「気密性等級」とは、日本工業規格A4706に定める気密性等級をいう。

③ 等級2

次に掲げる基準に適合していること。

a 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針2に適合していることとする。この場合において、設計施工指針2の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、」とあるのは、「及び開口部については、」と、「断熱、日射遮蔽、結露防止及び気密のための措置」とあるのは「断熱及び結露防止のための措置」と、「(1)から(3)まで」とあるのは「(1)から(3)まで並びに評価方法基準第5の5-1(3)ロ③aの(i)及び(ii)」とする。

(i) 居室と区画されている玄関その他これに類する区画の出入口の建具

(ii) 共同住宅等の壁であって、次の表の(い)項に掲げる地域の区分に応じ、(ろ)項に掲げる壁の種類に該当するもの

(い)	(ろ) 壁の種類
地域の区分	
I	
II	居室又は押入れ以外の壁(妻壁を除く。)
III	
IV	居室若しくは押入れ以外の壁又は南面する壁(妻壁を除く。)
V	すべての壁
VI	

b 車体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針3に掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針3の本文中「その直下の天井、外気等」とあるのは、「その直下の天井並びに外気等」と、「床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。」とあるのは、「床をいう。」と、「次に」とあるのは「(1)並びに(2)のイの(i)及び(ii)並びにロ(ロ)に」と、設

計施工指針3(1)イの本文は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。」と、設計施工指針3(1)イの表は次の表1と、設計施工指針3(1)ロの表は次の表2と、設計施工指針3(2)イ(ロ)の本文は「屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」とする。

表1

住宅の種類		部 位	熱貫流率の基準値 (単位 W/m ² ・K)					
			地 域 の 区 分					
			I	II	III	IV	V	VI
(1)	鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	0.70	1.04	1.04	1.04	1.41	1.41
		壁	0.81	1.16	1.16	1.53	/	/
		床 外気に接する部分	0.61	1.10	1.10	1.28	/	/
		床 その他の部分	0.70	1.22	1.22	1.88	/	/
		屋根又は天井	0.34	0.69	0.69	0.92	1.39	1.39
		壁	0.53	0.98	0.98	1.29	/	/
(2)	(1)以外の住宅	床 外気に接する部分	0.41	0.92	0.92	1.15	/	/
		床 その他の部分	0.49	1.01	1.01	1.26	/	/